

令和3年 第2回教育委員会会議録

令和3年2月25日（木）

甲州市教育委員会

第2回教育委員会 会議録

日 時 令和3年2月25日(木)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	保 坂 一 仁	職 務 代 理	矢 崎 秀 明
委 員	石 川 順 子	委 員	永 田 清 一
委 員	荻 原 浩 洋		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	金 澤 祐 子
教育総務課L	河 村 敬	生涯学習課長	辻 学
生涯学習課L	武 井 一 弘	文化財課長	飯 島 泉
文化財課L	廣 瀬 勝 正	指導主事	小 椋 規 雄
教育総務課L	高 石 宏 満	事務担当	窪 川 はづき

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第1号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 議案第2号 甲州市外通学児童等学校給食費補助金交付要綱制定について

日程第4 議案第3号 甲州市ぶどうの国文化館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

教育長 ただいまから、甲州市教育委員会2月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に荻原委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。
日程第2 議案第1号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 教育総務課の案件が2つございます、よろしくお願いいいたします。これからご審議していただきます日程第2と日程第3につきましては、いずれも市議会3月定例会における甲州市学校給食費管理条例の一部を改正する条例が議決されることにより、初めて効力を発揮するものであることをご承知おきくださいますようお願いいたします。それでは、日程第2 議案第1号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明させていただきます。お手元の教育委員会規則の概要をご覧ください。まず趣旨といたしまして、甲州市学校給食費管理条例の一部を改正する条例の施行に伴い、同条例施行規則について所要の改正を行う必要があるものでございます。次に改正の背景でございます。甲州市学校給食費管理条例の一部を改正する条例が議決され、学校給食費の無償化が実施された場合、年間学校給食費の調整及び額の通知に関して規則の改正を行う必要があるものであります。また、業務の効率化を図るため、納付期限を市税等と同一の日とするものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。納付期限といたしまして、第8条で当該月の25日としているところを、当該月の末日、12月においては25日に改めまして、附則に第3項を新設しまして、条例附則第2項が適用される間、同項に規定する者に対しては、年間学校給食費の調整及び額の通知を行わないこととするものでございます。施行期日につきましては、条例と同じく令和3年4月1日としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

石川委員 はい。

教育長 はい、石川委員。

石川委員 これは、令和3年4月1日からということですが、現状は今コロナ禍引き続き無償化、ということでしょうか。今、現在。

教育総務課長 今年度のコロナの関係で無償化したものに関しては、昨年5月から9月までという期限で行いました。現在は、負担をいただいているところです。

石川委員 はい、わかりました。

教育長 その他ございますか。

「なし」の声

それでは、日程第3 議案第2号 甲州市外通学児童等学校給食費補助金交付要綱制定について

て教育総務課長お願いします。

教育総務課長

日程第3 議案第2号 甲州市外通学児童等学校給食費補助金交付要綱制定について、ご説明させていただきます。お手元の要綱の概要をご覧くださいと思います。まず趣旨といたしまして、公平性を保つため、市内に在住し市外小中学校に通う児童生徒の学校給食費の補助をするため、所要の整備を行う必要があるものでございます。内容といたしましては、市内小中学校の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、令和3年4月1日から甲州市学校給食費管理条例の一部を改正する条例が施行されることが議決されれば、学校給食費の無償化が実施されることとなります。これに対しまして、公平性を保つため、甲州市内に在住し市外小中学校に通学する児童生徒の学校給食費も、保護者の負担軽減を図る必要があることから、この要綱を制定するものでございます。施行期日につきましては、条例と同じく令和3年4月1日としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

矢崎委員

すいません。

教育長

矢崎委員。

矢崎委員

先程の、昨年5か月間無償化した時も、その時も市外の対応は同じようにしたのでしょうか。

教育総務課長

はい。

教育長

はい、教育総務課長。

教育総務課長

昨年の期間限定で無償化した時につきましても、こういった形で市外へ通学している子どもさんの給食費は、今取りまとめを進めているところでございますけれども、無償化をしております。同じような形で今回も対応するということです。

矢崎委員

はい、わかりました。

教育長

その他ございますか。

「なし」の声

それでは、日程第4 議案第3号 甲州市ぶどうの国文化館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、文化財課長お願いします。

文化財課長

日程第4 議案第3号 甲州市ぶどうの国文化館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明させていただきます。教育委員会規則の概要をご覧ください。趣旨であります、ぶどうの国文化会館を効率的に管理、運営していくため、開館時間及び休館日の規定を改正する必要がある。規則改正の背景等ありますが、ぶどうの国文化館は、今般のコロナ禍の影響等で来館者が全くない日があるなど、近年来館者数が減少しております。このことから、比較的来館者の多い曜日、時間に限定して開館することとし、より効率的に勝沼の葡萄とワインの歴史を紹介していくことにしたいというふうに考えております。新旧対照表をご覧ください。改正する内容といたしましては第2条の利用時間にあります、これまで午後5時としていたものを、30分繰り上げまして4時半までということと、もうひとつ附則としまして、休館日の特例ということで、文化館の休館日は、第3条の規定にかかわらず、当分の間次のとおりとする。(1)月曜日から金曜日まで(5月1日から11月30日までの間にあつては、月曜日から水曜日まで)の日。(2)としまして、年末年始となります。(1)につきましては、5月から11月までの期間につきましては、木・金・土・日の4日を開館いたします。12月から4月までにつきましては、土・日の2日間の開館とするというふうにさせていただくという内容になります。説明の方は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

荻原委員 はい。

教育長 はい、荻原委員。

荻原委員 この利用者数の減少っていうのは、だいたいどのくらいの数になるのですか。

教育長 文化財課長。

文化財課長 特に統計はないのですけれども10年くらい前は、4、5千人はあった記憶があります。ですけど、昨年今年につきましては、たぶん2千人くらいに落ちてきております。コロナ禍の中でこう傾斜をつけた開館というのは、田中銀行で同じようなことをやっておりまして、田中銀行とぶどうの国文化館につきましては無料としておりますので、開けていても閉まっても基本的に管理費だけがかかっているというような状況となっております。その辺を鑑みまして、大分人件費を絞るような形になってますけれども、それによって効率的な運用ができるのではないかというふうに考えております。

荻原委員 はい、ありがとうございます。

教育長 その他ございますか。

「なし」の声

それでは、次回 3月教育委員会は3月26日午後2時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 3月教育委員会は3月26日午後2時から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。